

「ローン・シンジケーション取引に係る取引参加者の実務指針について」公表にあたって

本邦シンジケートローン取引の市場規模は近年ますます拡大し、さまざまな意味で金融関係者の注目を集めるようになっております。平成 17 年の金融審議会においてはシンジケートローンを金融商品取引法（改正証券取引法）の規制対象とすべきか否かが議論され、今後も取引の実情を注視すべき対象として整理が行われる等、取引参加者はシンジケートローン取引の特徴を再確認した上で、より一層健全で責任ある行動をとることが求められる環境下にあります。

こうした環境認識のもと、制度委員会に行為規範ワーキンググループ（WG）を発足させ、シンジケートローン取引参加者に望まれる行動と役割における実務指針、すなわちベスト・プラクティスを指し示そうという意図のもと検討を行い、この度「ローン・シンジケーション取引に係る取引参加者の実務指針について」を作成いたしました。

本実務指針は、JSLA が平成 15 年 12 月に公表したシンジケートローンの取引参加者が必要最低限認識すべき共通事項を示した「ローン・シンジケーション取引における行為規範」を前提とした上で、シンジケートローンの組成段階及び継続的与信管理において、各取引参加者が実務上留意することが望ましいと考えられる諸点について言及したものです。

本実務指針の策定にあたっては、当協会の正会員・準会員からも幅広い意見を聴取し、また、森・濱田松本法律事務所の諸先生方のアドバイスを御得て取り組んでまいりました。

今回公表する本実務指針が多くの取引参加者の深い理解を得ることにより、より健全なプラクティスが積み上がり、シンジケートローン取引の更なる活性化ならびに安定的な市場の発展に資することを心より期待しております。

平成 19 年 10 月

制度委員会 行為規範WG

WG リーダー みずほコーポレート銀行

WG メンバー あおぞら銀行、住友信託銀行、損害保険ジャパン、農林中央金庫、野村証券、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱 UFJ 信託銀行、三菱東京 UFJ 銀行

（制度委員会）

委員長 みずほコーポレート銀行

委員 あおぞら銀行、オリックス、住友信託銀行、損害保険ジャパン、日興シティグループ証券、農林中央金庫、野村証券、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京 UFJ 銀行、モルガン・スタンレー証券